



# 友人の車で送ってもらったとき 衝突事故でけがをしました。 どんな補償を受けられますか？

## 相談者の気持ち

友人が送ってくれるというので、友人の車に乗せてもらっていたところ、対向車をよけた拍子に塀にぶつかり、けがをしてしまいました。私はどんな補償を受けられるのでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか



この問題は、裁判では、「好意同乗」または「無賃同乗」という言葉で論じられてきました。なお、ここでは「対向車」には責任は無いという前提で説明します。

結論からいうと、ご相談のケースでは運転していた友人(以下、運転者)のミス(過失)でけがをしたわけですから、けがの治療費や通院費等の損害賠償を請求することができます。

ただ、あなたが運転者に対して損害賠償を請求した場合に、運転者側からみると「せっかく好意で乗せてあげたのに、事故にあったからといって、損害賠償を請求されるのは何となく納得がいかない」という気持ちになることもあるでしょう。特に「保険」でなく「自腹」で支払わなければならない場合は強くそう感じると思います。

この気持ちも分からないではありません。

こうした心情を背景にして、かつては(1960年代から70年代)、好意同乗の場合に、運転者らの責任を否定ないし損害賠償額を減額するべきだという主張が行われてきました。

おそらく、自動車がまだかなり高価で、乗せてもらうことにはかなりの価値を感じていた頃の名残が背景にあり、また、他人のそうした親切心に対して「恩をただで返す」という感覚があったからだろうと思われれます。そのため、過去に

はこの損害賠償の否定または金額の減額が裁判でも認められていました。

ただ、現在では、好意同乗であるという事情だけで減額が認められるという例は少なくなっており、同乗者(今回のケースでは、あなた)側に事故発生について何らかの責任がある場合に限って、好意同乗減額を認めるというのが一般的になっています。同乗者に責任がないような、単なる同乗の場合には、好意同乗減額は行われないと考えて差し支えありません。

なお、同乗者に責任があると判断されるのは、大きく分けて2つの場合です。「危険関与増幅型」と「危険承知型」という言葉などで説明されます。

「危険関与増幅型」とは、例えば、同乗者であるあなたが運転を邪魔したり、危険運転をおったりして、交通事故の発生や損害の発生・拡大に関与したり、またはその危険を増幅させたという場合です。

「危険承知型」とは、例えば、運転者が事故を起こしかねない危険性があることを承知しながら同乗していた場合です。無免許であるとか、飲酒運転であるとか、何らかの薬物使用中であることを知りながら同乗した場合がその典型です。

今回のあなたの場合に、そうした事情があるとも思われませんので、全額請求できることになります。

